

創立 1986 年

2021～2022年度クラブ目標

『新たな奉仕に踏み出そう
ロータリーの次の百年のために』

会長 鈴木 孝 幸
幹事 須藤 正 樹



奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-22年度国際ロータリーテーマ

第1708回例会

令和4年4月21日 (12:30～13:30)

○ソング

- 我等の生業

○スマイルBOX

- 鈴木孝幸会長（湊会員、卓話ありがとうございました。地震保険のお話勉強になりました。）
- 須藤正樹幹事（湊洋子会員卓話ありがとうございます。大変勉強になりました。）
- 佐藤清作会員（先日のIMには金田ガバナー補佐、会長、委員長はじめ皆様ご苦勞様でした。）
- 金田昇会員（湊洋子会員、卓話ありがとうございました。来週は久しぶりの親睦例会楽しみにしています。）
- 永野文雄会員（湊洋子会員の卓話、鈴木孝幸会長の「江戸の卓話」ありがとうございました。）
- 吉田充会員（IMでは会員の皆さん本当にご苦勞様でした。無事に終わる事ができました。感謝申し上げます。）
- 佐川京子会員（長いことお休みして申し訳ございません。3月には結婚記念とお誕生日のお祝をいただきまして、ありがとうございました。）
- 藤田和克会員（湊会員卓話ありがとうございました。会長の時間も大変勉強になりました。早速、明日の朝礼で使わせて頂きます。）
- 大住由香里会員（誕生日祝いありがとうございました。全て完食させて頂きました♡）

▶第1708回例会出席状況 (R4年4月21日)

Ⓐ 出席免除を受けていない正会員数	51名
Ⓑ 出席免除の適用正会員数	14名
Ⓓ 全正会員数	65名
Ⓒ ①の出席者数	31名
Ⓔ ①のメイクアップ者数	2名
Ⓕ ②の出席者数	9名
Ⓖ = ③ + ④ + ⑤ (メイクアップ補填後の出席会員数)	42名
Ⓗ = ⑥ - (⑦ - ⑧)	60
Ⓘ = ⑥ / ⑨ × 100 (例会出席率)	70.0%



本日のプログラム

■会長の時間



鈴木孝幸会長

皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、例会にご参加いただきまして大変ありがとうございます。今日はちょっとお話しするのは先日、先日といっても4月の頭なんですけども、わたくし事ですが会社の商売繁盛の祈願で東京お茶の水の神田明神のほうに、中目さんには申し訳ないんですが行って参りました。桜が丁度満開から散りかけた頃なんですけども、天気も青天。久しぶりにこのコロナ禍の中で、素晴らしい東京を満喫できた感じでありました。神田明神のご祈祷の順番待ちをしている時に、傍らにちょっと読み物があって、それを読んで非常に面白い記事があったので、今日はその話をしたいと思えます。内容は、江戸の生活は今話題のSDGs、持続可能な社会、循環型の社会だったというふうな話であります。先日のIMでも、環境をテーマとしたSDGs関連の内容でありましたところから、今日はまた環境についてもう一押しということで江戸の話をさせていただきます。もともと小さい城下町であった江戸ですね。今現在の東京までの巨大都市にする基盤を作ったのは、皆さんご存知のとおり江戸幕府の初代将軍の徳川家康でありまして、三代将軍の家光の時にもう既に都市開発は完成したというふうに言われています。その間の人口は増加し続けまして、18世紀初めには100万人を超える、今の仙台市と同じくらいの人口になりました。しかし、人口は面積比較をすると仙台市の十分の一の大きさであります。よく言われる「火事と喧嘩は江戸の華」と言うくらい江戸では火事が多かったそうではありますが、江戸時代、戦争がなかったので経済成長率は当時世界のトップレベルであったということです。現在、教科書に私も知らなかったんですけども、鎖国という文字が消えつつあるらしいですね。それは幕府が当時、長崎、そして対馬。対馬というのは、朝鮮半島と九州の間にある島ですね。それと、薩摩、松前。松前は北海道ですね。そちらの4つで外交や貿易を結構盛んに行っていたからということで、鎖国という名前が消えつつあるそうですけども、今現在の東京のように、人や物が自由に行き来していたわけではないですね。江戸の場合はですね。つまり、江戸は国内のエネルギーが資源で、世界屈指の大都市を維持していたということでもあります。近くで採れたものを食べて、ありとあらゆる物を最後まで使い切る。これはまさに持続可能な社会であり、SDGsの精神であります。そこで江戸の人達はどんな生活をしていたかというのをちょっと説明したいと思います。まずは、江戸はごみが非常に少なかったといえます。町にはごみが全然落ちていないで、燃えるごみもほとんど出なかったようでもあります。同じ頃のヨーロッパ、花の都パリではごみとか糞尿とかが道端に垂れ流されて、階層が高い所に住んでいたんですけども、2階とか3階に住んでいる窓からごみを道に、糞尿と

かも道に投げ捨てるようなヨーロッパでしたから、それと比較して江戸は本当に公衆衛生に気を使われた町であるということがわかります。江戸では、今のいわゆる3R、リユース、リデュース、リサイクル。ごみを減らすこと、同じものを何度も使うこと。そして、資源を再利用することが本当に徹底していたようでもあります。江戸の人達は、使えなくなった物をすぐに捨てずに修理して使いました。例えば、瀬戸物が欠けても上手にくっつけて再利用する職人がいたり、鍋、釜は壊れた部分をハンダや銅で修理して使ったそうでもあります。木や布、紙でできたものも修理して使って、下駄も鼻緒が切れれば布切れで補修して、下駄の歯が擦り切れれば新しい歯を交換して使い続けたそうでもあります。寺子屋の教科書も和紙で出来てまして、多分、美濃紙なんでしょうか、100年も使ったというふうに聞いております。このように、江戸は物を修理する職人が沢山いたようでもあります。まさに、リユース文化ですね。また、江戸では損料屋。今でいう共和建商さんみたいなレンタル業者の方がいて、特に庶民の方々の重宝されていたようでもあります。布団とか蚊帳とか、宴会をする時の食器ですね。そういったものも、いろいろとありとあらゆるものがその損料屋から借りることができて、実際庶民の住んでいた長屋というのは6畳くらいしかありませんから、家財道具を本当に置く余裕もない。更に、火事が頻繁に起きたので、買うより使う時に借りるというほうが、無駄のない理想的な選択だったようでもあります。また、江戸の人は何でもリサイクルして使っていたようでもあります。各家で藁や木くずを燃やしてできる灰ですね。残りの灰は焼き物の釉薬で使ったり、ちょっと使い方がわからないんですけどもその本によると、お酒とか紙を作る時に使ったり、肥料や洗剤、染料などにも利用されたそうでもあります。灰は非常に貴重で、灰を買い集める灰買という業者さんもいたようでもあります。また、江戸の海で採れるアサリやハマグリ、貝類ですね。残った貝殻は焼いて貝灰という灰を作って、それは漆喰として利用されたそうでもあります。まさに不要な物に付加価値を付け商品化する、今のアップサイクルというやつですかね。アップサイクルという現在注目されている資源活用法が、江戸時代に既に行われていたということでもあります。また、道に落ちていた紙くずや木くずありますね。それなんかも、それを集めることを生業としていた人がいて、全て燃料や再生紙に再加工されたといっています。こうした業者は、現代の清掃業者の役割を担っていたということで、本当に江戸の町はごみもなく綺麗な町だったそうでもあります。着物についても庶民は古着を利用したり、繕ったり、継ぎあてたり。そして、あとは着物ですから仕立て直しができるんですね。仕立て直ししたりをすることのほうが本当に当たり前で、使うものは最後まで使って、最終的には切って雑巾にしたり。そして、あと燃やして灰にして、先程言ったように灰を売ったり利用したりしたようでもあります。火事が非常に多いので、建築の材料も非常に貴重でありました。木材も規格化されて、火事で燃え残った少しの木も手直しされて再利用されて他の家

で使ったようであります。瓦や釘ももちろん、畳も再利用されました。100万人も住んでいますので、とりわけ人間の排泄物ですね。本当にこんな巨大都市なので、量が本当に多かったそうであります。これも上手に再利用されました。江戸近郊の農民の方々が、排泄物を買いに来るとですね。それを発酵させて良質の肥料にして、利用したり売ったりしたそうであります。当時、長屋に住んでいてその長屋の共同のトイレがあるんですけども、そちらが年間その糞尿が10両で取引される。今でいうと40万円位の価格らしいですけども、年間10両、40万円で買い取られたりですね。最盛期で江戸全体で10万両、今でいうと40億円もの巨大マーケットになっていたようであります。こういった背景ですので、江戸にはいわゆる金の成る木、公衆トイレがいたる所に設置されてきて、それに伴って井戸やごみ箱なんかも整理されたようであります。まさに、SDGsの安全な水とトイレを世界中にというふうな目標に合います。このように江戸でリサイクルの仕組みがしっかり整っていたのは、リサイクルそのものが経済として成り立っていたためであります。誰かが犠牲になって頑張るやり方はどうしても長続きはしません。しかし、ごみを集めるとお金が稼げたということで、人は率先してごみを集めました。結果、このごみのない社会が実現となったわけであります。ごみを拾うことに、特別な資格とかスキルはないので、誰でも始めることができました。貧困の解消にも繋がったということであります。その他、江戸の人には食に対する感謝の気持ちが非常に強かったと言います。食べ物を残さずに最後まで食べたり、残菜を肥料にして使ったり、食品ロスは本当に皆無だったようであります。また、江戸に沢山存在した銭湯、この銭湯文化というのは、庶民に衛生的な環境を提供しました。そして、みんなでお風呂を利用するので、水とか燃料の節約にもなって、エネルギーの消費を結果抑えるというふうなエコな社会作りに貢献したわけあります。このように、江戸は当時世界に誇る素晴らしい循環型社会であったと言います。最後になりますが、今の社会で江戸と同じようなことはできませんけども、今からでも我々一人一人が環境に対する意識を持って行動していけば、やがて循環型社会の江戸にちょっと近づけるのかなと思います。今日は、SDGsと環境についてのお話を江戸を題材にして話させていただきました。ちょっと長くなってしまったんですけども、これで会長の時間といたします。今日のプログラムは、湊会員の保険の卓話です。楽しみにしております。それでは、今日もよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

■幹事報告

須藤正樹幹事

- 福島民友新聞社 代表取締役 中川俊哉：医療法人佐原病院前理事長・国際ロータリー第2530地区2001-02年度ガバナー 佐原元氏追悼特集 新聞広告ご協賛のお願い
- 劇団四季仙台オフィス：2022年度団体予約のご案内
- 財団委員長 田久昌次郎：地区補助金申請書の承認と再提出のお願い

- 2021-2022 D2530地区県南分区ガバナー補佐 金田昇：県南分区新旧会長幹事会のお知らせ

■委員会報告

○親睦委員会

鶴丸彰紀委員長



皆様、親睦委員会からご連絡差し上げます。皆様のところに既にご連絡行っていると思いますが、来週、夜の例会、観桜会を予定させていただいております。また、皆様でゆっくり食べて飲んでという形をこの前のIMではありましたが、騒がしい中でしたので、ゆっくりその辺の話もできるかと思っておりますので、奮ってご参加の程よろしく願いいたします。

○IM実行委員会

吉田充実行委員長



皆さん、こんにちは。過日行われたIMでは、皆さんのお力をお借りして無事に終わることができました。鈴木会長をはじめ、各委員長の皆さん方には、事前準備から大変ご苦勞された点もあったと思うんですが、皆さんの苦勞のおかげで何事もなく無事に終わったことは、実行委員長として本当にありがたいこととございます。鈴木会長が金田昇ガバナー補佐を男にすると言っていて今回挑んだわけですが、無事男にできたのかなというふうに思います。その後、コロナ感染者等の報告も上がってきかないようなので、大成功というふうな形で終わったかなというふうに思います。この場を借りて皆さん方に、御礼を述べて無事に終わったことに、わたくし実行委員長としてご挨拶させていただきました。ありがとうございました。

■本日のプログラム

会員卓話

○湊洋子会員



皆さん、こんにちは。久しぶりの卓話です。よろしくお願いいたします。本日は、地震火災について卓話させていただきましたと思います。先月の地震から頻繁に地震が起きて、多くの被害が出ております。皆さんは地震保険にお入りだとは思いますが、知っているようで案外知らない部分がありだと思っております。もう一度、おさらいのつもりでお聞きください。2011年3月11日の震災の支払い金額は、2019年現在で1兆2,830億円。2021年2月13日の支払い金額は、昨年ですね、2,427億円。2022年3月16日の、先月の被害件数は約21万9,204件の現在の件数です。まだまだ増えております。2016年の熊本地震は21万件でしたので、今回の地震はかなり上回っております。地震保険加入率は、全国で2020年度は68.3%。福島県は76.7%で、2011年は58.1%でしたので増えてはおりますが、全国的にはまだ低いと思われます。それでは、地震保険とはどういう内容なのかということをもう一度説明したいと

思いますので、お手元にあるパンフレットをちょっと手に取っていただければと思います。地震保険は必要保険ですということで、地震保険は、地震、噴火、これに伴う津波、とする火災、損害、埋没、流出による損害を補償します。地震保険とは、1と書いてある法律に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度です。ですので、保険会社が50%、国が50%という形になっております。2番目に、地震災害による被災者の生活の安定に寄与することを目的としています。ということなので、実際的には後で説明しますが、保険価格が50%から30%しかかけられませんので、一時救済の目的ではあります。当面引越しするとか、避難するとか、取りあえずいろんな部分で守られるような形で使うような形になっておりますので、そういった目的となります。保険料は各社共通ですので、大体損保会社はすべて同じとなっております。4番目に、利潤を一切いただく皆様の保険料は準備金として積み立てております。5番目に、住まいの火災保険にこれはセットしてご契約いただきます。地震保険のみでは契約できません。6番目に、居住用建物、またはその建物に収容されている家財が対象となります。このちょっと下に書いてあるカッコがあるんですけど、専用店舗、事務所などの建物は対象になりません。また、営業用重機、備品、商品も対象となりませんということで書いてあります。でも、この件でも企業保険ということがあるので、後ほどこちらのほうは説明させていただきます。これはあくまでも居住用の説明ですので。一応、この地図にありますように今後30年間に震度5弱以上の揺れに見舞われる確率ということで、このようなグラフになっておりますので、今後皆さんも気をつけていただきたいと思います。次に、先程申し上げたように保険金は実際の修理費では足りません。損害の程度。今回は、全損、大半損、小半損、または一部損にも応じて、地震保険金額の一定割合、100%、60%、30%、または5%お支払いしますということなので、一時部分の修理費が出るということではないんですね。やはり、その全体の損害額のパーセントになります。これお支払い例とあるんですけども、地震による焼失、倒壊、流出、津波が該当になります。ですので、地震保険が付いてないで普通の火災保険ですとこれらは出ません。ですから、必ず地震保険を付けてもらうようお願いしたいと思います。特に、保険料をお支払いできない主な例というのがあります。お支払いできないのは、保険契約者被保険者の故意、もしくは重大な過失、または法令違反は出ません。または、地震等の際における、紛失、盗難、戦争、内乱などによる事故。地震等が発生した日の翌日から起算して、10日を経過した後に生じた事故。でも、これは一概に報告遅れということもありますので、こちらのほうはあまり重要視しておりません。先程の地震保険のお支払い金額ということで、この損害の程度の認定は、地震保険損害認定基準に従いますということで、国が定める火災に関わる居住の被害認定基準運用指針と異なります。ですので、市とかで、半壊とかという評価が全く別の評価になりますので、保険はまた別枠という

形になります。損害の程度が、一部損に至らない場合は保証されません。要するに、5%以下の場合ですね。損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の保証はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は保証されません。また、門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害には保証されません。それによってお支払いする保険金額は、1回の地震等による損害保険会社の支払い保険金総額が、今現時点では12兆円を超える場合。これ11兆7,000億円と書いてありますが、今現在は12兆円となります。算出された支払い保険額に対するその割合によって払いますので、超えた場合には削減されることもあります。ですから、1回で大規模な震災になってしまい、今現在で12兆円を全体で超える場合には削減されますよということになります。次に、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これら一括して1回とみなします。だから、2日とか3日連続続けて地震があった場合でも、それは1回とみなしますということになります。では、地震という主要構造部とは、建築基準法施工例第一条第三号にあげる構造耐力上主要な部分に、損害調査においては建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。ですので、あくまでも後で説明しますが、外観から見た損害が第一には主要な目的となりますということですね。地震等を原因とする地すべり、その他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能。一時的な場合を除きますがとなった時は全損とみなされますということですね。それでは、保険の加入にあたって、これも説明させていただきます。居住用の建物は、居住のみに使用される建物及び併用住宅をいいます。家財とは、生活に関わる家財ですね。食器類とか電化製品とか、そういうものが家財ですね。ただし、自動車や1個または1組の価格が30万円を超える貴金属類は除かれます。店舗や事務所のみで使用されている建物には、先ほど申し上げたように営業用重機や備品などは対象になりません。それと、建物、家財のそれぞれにご契約をいただく必要がありますので、保険の対象は建物だけの場合には建物しか出ませんし、家財しか入っていない方は家財しか該当されませんので、できましたら両方加入していただければ安心かと思います。次に、地震保険の金額のかけ方なんですけども、先ほど申し上げたように保険価格が、例えば一般住宅2,000万のお宅でしたら、その30%から50%限度の範囲でかけることができます。それと、建物のかける限度額というのがあります。それは、同一敷地内に所在し、かつ同一被保険者の所有する属する建物ですので、程度額は5,000万までとなります。火災保険は1,000万までという限度があります。ですので、地震保険だけでは契約はできません。次に、地震保険の保障というのは、実際的には保険の初日というのは午後4時から始まりますので、その保険満期日の4時までが保険期間となります。ですので、ただ4時以降以外の時間を指定する場合もできますので、例えば午前中に火災保険と共に付けた場合には、

その時間から該当になりますので、地震保険の場合には本当に時間を要します。時間を指定しないと何時何分ということで地震は発生しますので、それに該当するかどうかの問題となりますので、必ず時間指定は間違いなくしていただきたいと思います。そうしましたら、地震保険には割引制度というのがありますので、これは火災保険にすべて適用されます。例えば、免震建築物割引、耐震等級耐震診断割引とか、建築年割引。今までは、昭和56年以降は建築年割引が適用が多かったのですが、途中でやはり3.11以降は免震関係、耐震関係が出てきましたので、つい最近の割引となっておりますので、そちらのほうが入る時にはその資料が必要となりますので準備していただきたいなと思います。次に、ちょっと一番後ろを見ていただきたいなと思います。一番後ろに、地震保険というのは各地域によって保険料が違います。例えば、一番後ろの一番上に書いている都道府県のところになりますが、I構造、ロ構造とあります。I構造というのは、鉄筋、鉄骨。ロ構造とは、木造ですね。ですので、それに分かれておりますが地域的に保険料が分かれております。福島県はこれは100万円あたりの金額が載っておりますので、やはり神奈川県、東京などは高い料率になっております。これは今年のまた10月から地震保険は上がります。上がるようになっておりますので。それでは、このQ&Aというところも見ていただきたいと思うんですね。そこには、火災保険では何故地震による火災を保証していないのですかということなんですけど、ここにも書いてるとおり大地震発生時には通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなるので、やはり地震火災の場合には保険が入ってないと対象とならないという形にはなっております。ただ、一般の火災保険の場合でも、付けてなくてもお見舞い金程度なら出るようにはなっております。次に、先ほど言ったように何故火災保険の保険金の50%までしか契約できないのかというのは、やはり先ほど申し上げたように巨大地震発生した時の大規模な発生範囲なので、復旧するためにも迅速な支払いをするために限度額が50%ということになっております。それで、1回の地震等による支払い保険というのは、先程言った12兆円を超えた場合には削減されますということなので、こちらだけはそういった理由でいろいろ書いてあるんですけども、みんなに公平に渡るような形で支払いしたいというのが主旨なので、このような形となっておりますので、こういった場合にはやはり減額する可能性は出てきます。次に、保険料は高いということなんですけど、意外と今までは普通の一般の火災保険よりは地震保険は安いと思うんですけども、毎年このように年々地震が増えてきて支払ひも多くなりますと、当然どんどん高くなる要因はあるかと思われま。ただし、先ほど申し上げたように、保険の中には民間損害保険会社の利潤は含まれていませんということなので、準備金という形になります。あと、先程申しあげたエレベーター、水槽など部分的な物の損害は出ませんということなので、これは同じような形になると思うん

ですけども、全体的な損害の見方をするので、そのような形になっております。その他に、先程申し上げました損害の、全損、大半損、小半損、一部損の査定の方をちょっとどのような形で査定されるのかということをお願いしたいと思いますが、一番外見では屋根、柱、外壁、基礎が基準となり、その次に内装となります。ですので、そこら辺が大幅な基準となっております。なかなかそこら辺で今、外壁もかなりがっちりした外壁を使用してる方も多いので、なかなか基礎の部分とか見られない場合もあるんですが、そうすると次には何を見るかということと内装となりますので、ただ内装もかなり基準が難しいといえればちょっと難しい形にはなります。次に、家財保険の評価なんですけど、家財の場合には分類でやります。100均の食器も10万円の食器も食器は食器なので、これは分類的に分けられ、分類的には食器。次には電気製品。次に家具類。身の回りの品、寝具類という形に分類され、今度その食器類の中の今度は品目に分かれます。それは食器、調理器具、電気器具類でしたら冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、テレビ、オーディオ、パソコン、洗濯機。でも、この中に載ってないのはもう該当にはならないという形にはなります。家具類でしたら、ダイニングセット、ソファ、ベットとかかなり項目はありますが、そのような形。仏壇、仏具も入ります。その他、身のまわりの品としては、靴、腕時計、アクセサリ、カメラ、CDとかそういったものの品目になり、寝具類でしたら布団、枕、シーツ、洋服ですね、ズボン、スカート、着物、そういったものの分類に分けることができますので、これはもう判定する場合に基準となりますので、出来ればそうなった場合には捨てないで写真などで撮っていただいて、それで証拠として提出するという形のほうが良いと思われま。まあ、なくてもこれとこれが壊れてしまったという事を言っていただければ、そちらのほうは該当にはなるかと思いますが、このような形になりますので。それで、歴史的に見ても地震保険の歴史というものは1964年の新潟地震から発生して地震保険制度が作られました。その後、1978年の宮城県沖地震。そこから、千葉県、伊豆。あとは、1995年の阪神淡路大震災。次に、2011年の東日本大震災と2016年の熊本地震などの発生により、だんだんその出方も細分化されるようになったので、その都度改正の内容が変わってきております。ですので、皆さんも一度自分の証券を見ていただいて、それをどのようなもので保険入っているのか、これは本当にどこまで保証されてるのかとか、そういうものを少し見ていただければと思います。私のほうがちょっと早めに終わってしまったので、今現在、井上さんちょっとお願いして、現場立ち合いを今やっておりますので、参考としてお話しください。お願いします。

○井上敬裕会員



すいません。突然で何も準備はできてないんですけども、先週まで私のほうも一週間、立ち合いのほうに行っていましたので、ちょっとそれについて5分程度お話をさせていただきたいと思えます。湊さんのほうからご説明ありましたが、当社のほうでも今、福島県のほうで対策室のほうを3つ起ち上げておまして、場所といういわきと郡山という形で、私は郡山のほうに行っただけですけども。実際に立ち合いに行った場所というのが、会津若松であったり、もちろん白河にも行きましたし、棚倉にも行きましたし、あとは平田のほうにも行ったという形になります。立ち合いは結構1回に1時間から1時間半かかりますので、一日に回れるのが4件が精一杯で、それ以上回るともう日も暮れてしまいますので、物件のほうが見れないという形になってきますので。大体、一日4件程度回ってたといたところがあります。やはり、その地域だとか場所によって被害が全然異なっておりまして、やっぱりひどい方もいらっしゃいますし、あとは一部損が一番多いんですけども、一部損で損害が認定されるといったケースがほとんどだったかなというふうに思っております。ただ、皆さんのお話のとおりなんですけども、件数がやはり物凄く今回多いといったところがありまして。ただ、それで予約状況のほうも、もう4月、5月のゴールデンウィーク明けくらいまで全部、今埋まっているというような状況で。当社のほうも、もちろん福島県内の人間では全然足りませんので、全国、関西、九州ありますけども、全国から今福島県のほうだけでも110人くらい応援体制を呼んで、早く損害査定体制を組んで、いち早く保険金のほうをお届けして安定した生活のほうをしていただきたいというふうにやってる最中でありまして。ですので、まだこれから私もゴールデンウィークももう一回出ると言われてるんですけども。そのぐらいちょっと今、案件のほうは来るといったところはありますけども。ただ、それは本当に繰り返しになりますけども、安定した生活をもう一回取り戻すとゆったところが一番の主眼になってきますので。会社はいち早くそういった事をやりたいなというふうに、今取り組んでおります。ですので、まだ今回まだ続くのと、皆さんご承知のとおり一昨日ですかね。朝、白河のほうでもまた大きなちょっと地震がありましたので。やっぱり、こういった地震があると私も怖いなといったところがありますし、その備えとっては地震保険があるといった形がありますので、万が一のことも考えながらその地震保険の加入だとかいうのを少しご検討いただければというふうに思っています、簡単ではありますが、私の話とさせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木孝幸会長

湊さん、井上さん、ありがとうございました。地震が来ても壊れないようにするとか、被害を損傷を限りなく少なくするという事が一番大切なのかなと思っています。建築

基準法でいいますと、この耐震強度というのは震度6強で倒壊に至らない、建物がぺちゃと潰れちゃって建物の下敷きになって人が死んでしまう。建築基準法が出来たのは、人命を守る、財産を守ることで、倒壊に至らないという事ですね。ですけども、最近では震度6強まではいかないにしても、震度5くらいの地震は頻発に起きています。建物が皆さんおわかりのように、揺られれば揺られる回数だけほぞが緩んで、1回目より2回目、2回目より3回目、3回目より4回目のほうがもっともつと振られるようになるんですね。ですから、これをどうするかというふうな、この地震が今後専門家の話では100年続くと言われていています。一年に1回、そのぐらいという専門家もいますね。じゃ、どうすればよいのかといいますと、まず根本的に考えるのは固い地盤の所に引っ越す。まず、これが一番です。全然同じ震度で来ても、固い地盤の所は本当に揺れません。まず、あとは補強するんですね。これが現実的ですよね。木造なら補強する。いろんな補強の方法がありまして、いわゆる筋交いにプラスして建物をはがりがちに固めるという方法。これ改修工事に十分利用できます。あとはもう一つ、制震。建物の揺れを止める。止めさせる装置という簡単なものがあるんですけど、筋交いと同じようにその軸組の中に入れてくんですけども、例えばこの辺では住友ゴムさんが作っている「ミライエ」、私も実際採用した事あるんですけども、非常に建物の揺れを吸収して被害が少なくなることがあります。結構、壁をぼろっと剥がすんですけども、割と安価な値段で取り付けができるので、X方法、Y方法、2か所くらいずつなんですけども、それを付けると圧倒的に建物の揺れが抑えられるというものです。それは一度相談していただければ、相談に乗りたいと思います。揺れた時に何が起るかというと、内装がよく割れますよね。クロスなんかすぐ割れてしまう。ですから、それを割れないようにする。クロスというのはどうしても伸縮性がないので割れちゃうんですね。それを、どういうふうにすればよいかというと、伸縮性のある塗りものがあるんです。塗装。それが今、すごく良い物が出て、断熱、遮熱も兼用に伸縮率250%と伸びる塗料があります。そういったものを内装に採用すると、部屋も暖かいし、涼しいし、地震が来て何回も揺られても壁が割れないんです。そうすると修繕費もかからない。保険屋さんにも相談することも少なくなるといふようになります。商品が、「キルコート」とかですね。「ガイナ」というのは有名だと思いますが、それは伸縮性はあまりないんですが。あとは「ルミナスター」とかいろいろあって、それをやると室内環境も快適になりますし、地震の備えとしてはすごく素晴らしいことでもあります。あとは古い建物については解放部が多いので、木造耐震診断というのを心配の方は一度お受けになれるといいと思います。一棟当たり大体20万円位で診断もします。それに対して補強をどうやっていくか、安全な建物にするためにどういうふうにすればいいかというのを提示していくという事もやります。一応、参考までに地震の予防というか、私の立場から話させていただきました。